

内灘町霊園合葬墓 申込みのしおり

内 灘 町

平成28年1月作成
平成28年7月一部改正
平成29年7月一部改正
平成30年4月一部改正
令和 2年4月改訂版

はじめに

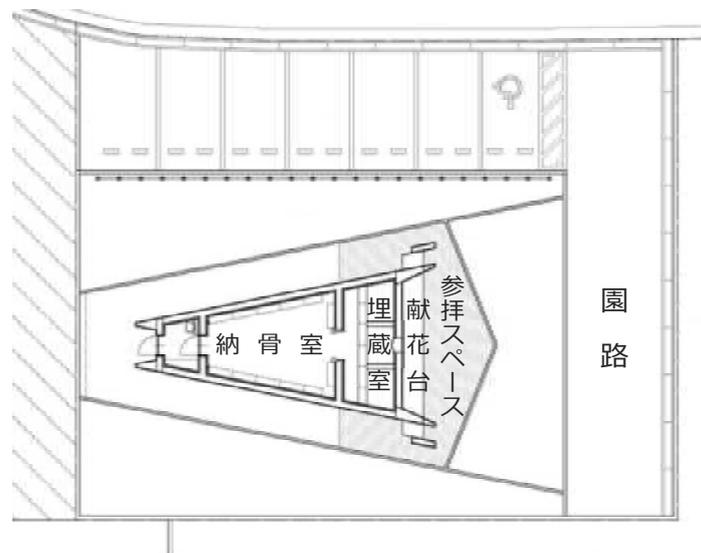
近年、少子・高齢化や核家族化などにより、墓地を承継していくことが困難となるなど、墓地をめぐる社会状況が変化しています。

内灘町霊園^{がっそうぼ}合葬墓（以下、「合葬墓」という）は、従来の墓地とは異なり、一つのお墓にたくさんの方の遺骨を合同で埋蔵する新形式のお墓です。お墓の使用権を承継する必要がないため、承継にお悩みの方でも安心してご利用いただくことができます。また生前でもお申し込みいただくことが可能です。

この「しおり」を最後までご覧になり、ご家族の方などともよくご相談になってからお申し込みください。

もくじ

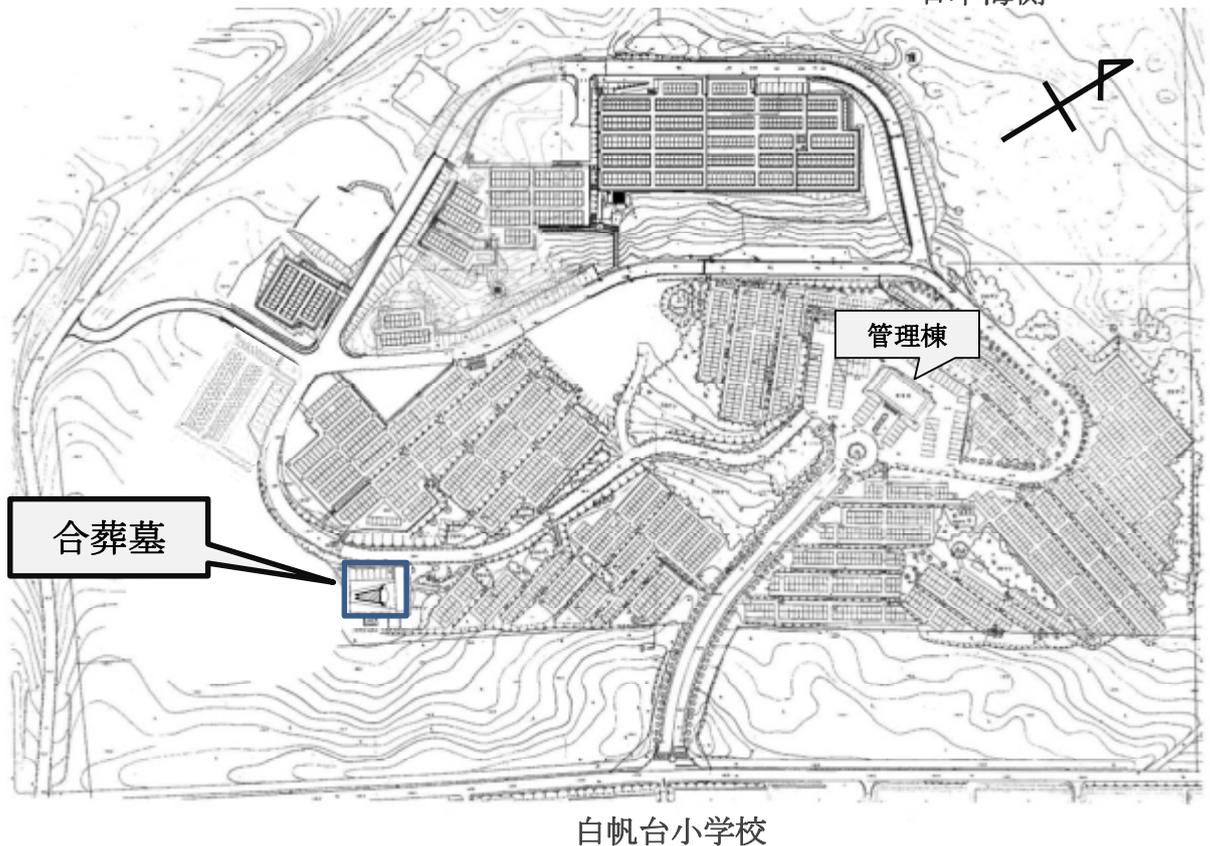
1	合葬墓の特色.	2
2	案内図.	2
3	用語の解説.	3
4	合葬墓施設について.	4
5	参拝方法.	4
6	使用料.	5
7	申込資格.	6
8	手続きの流れ.	7
9	必要書類.	8
10	合葬墓への埋蔵（納骨）手続きについて.	10
11	その他.	10



1. 合葬墓の特色

- ◎ 合葬墓とは、一つのお墓に多くの方の遺骨を合同で埋蔵する形態のお墓です。
- ◎ お墓を承継する必要がありません。
- ◎ 個人やご夫婦等で生前に申し込みできます。
- ◎ 墓石を建立する必要がないため、費用を軽減できます。

2. 案内図



3. 用語の解説

申込者とは？

合葬墓を使用したいという意思があり、申込みをする方（現在ご存命の方）のことをいいます。

申込遺骨とは？

この合葬墓の申込みにおいて、申込者が祭祀主宰者として現在守っている遺骨で、埋蔵するために、合葬墓の使用を申込む遺骨のことをいいます。

祭祀主宰者とは？

この申込みにおいては、葬儀の喪主、法事の施主等を務めた方、死亡届の申請者等、遺骨を守っていく立場にある方のことをいいます。

生前予約とは？

現在ご存命で将来合葬墓に埋蔵されることを希望し、本人が申込む場合

焼骨所持とは？

合葬墓の使用を必要とする遺骨を、祭祀主宰者として現在亡くなった方の火葬した遺骨を所持していることをいいます。

被埋蔵者とは？

この申込みにおいては、生前予約で使用許可を受けた申込者で、将来合葬墓に埋蔵される予定の方、及び焼骨所持で使用許可を受けた申込者が所持する申込遺骨のことをいいます。

改葬とは？

内灘町霊園一般墓地（以下、「一般墓地」という）や、別の墓地や納骨堂に収められた遺骨を、合葬墓や他の墓地に移すことをいいます。

返還とは？

一般墓地の中から遺骨を改葬し、墓石を撤去・原状回復した区画の使用権を、内灘町に返していただくことをいいます。また、合葬墓納骨室の使用において、保管期間中に祭祀主宰者からの申し出により、申込遺骨をお返しすることをいいます。

4. 合葬墓施設について

納骨室の使用

- (1) 遺骨を骨壺に入れた状態でお預かりし、**10年間もしくは20年間**（申込時に選択）納骨棚に埋蔵します。焼骨所持の場合は使用許可日から10年間もしくは20年間、生前予約の場合は、亡くなって納骨した日から10年間もしくは20年間使用できます。
- (2) 納骨室への立入りはできません。
- (3) 納骨できる遺骨の容器は、5寸（高さ17.5cm、直径15.5cm）までの大きさの骨壺で、納骨棚に安定した状態で埋蔵でき、長期の埋蔵に適したものに限りです。骨壺をお持ちでない場合は、河北斎場にて円柱形の骨壺（5寸以下）をお買い求めください。
- (4) 納骨室に埋蔵された遺骨は、納骨室の保管期間内に祭祀主宰者からの申し出があった場合に、返還することが可能です。ただし、使用料はお返しできません。
- (5) 納骨期間を経過した後は、遺骨を骨壺から埋蔵袋に移し替え、同施設内の埋蔵室に合祀します。

埋蔵室の使用

- (1) お預かりした骨壺から遺骨を埋蔵袋に移し替え、埋蔵室に合祀します。
- (2) 埋蔵室に合祀された遺骨は、返還（改葬）できません。
- (3) 埋蔵室への立入りはできません。
- (4) お預かりする遺骨は、必ず5寸以下の骨壺に入れてください。

5. 参拝方法

- (1) 施設正面に設けられた参拝スペースでの参拝のみとなります。参拝スペースには、焼香とろうそく、献花以外のものを置くことはできません。また、供物等の持ち込みは固くお断りします。（納骨室、埋蔵室への立入りはできません。）
- (2) お帰りの際は火の後始末をしてください。

6. 使用料

使用料は施設の維持管理費を含みます。

使用許可後の費用は不要です。また、一度納めた使用料は、お返しできません。

使用区分		町民使用料	町民以外使用料
納骨室 10年保管後 埋蔵室	生前予約	200,000円/体	300,000円/体
	焼骨所持	160,000円/体	240,000円/体
納骨室 20年保管後 埋蔵室	生前予約	270,000円/体	405,000円/体
	焼骨所持	230,000円/体	345,000円/体
直接埋蔵室	焼骨・生前共	90,000円/体	135,000円/体

<町民使用料が適用される方>

- 内灘町に住民登録してから継続して1年以上居住する方が、自身の生前予約をする場合
- 内灘町に住民登録してから継続して1年以上居住する方が祭祀主宰者となる、家族・親族の遺骨（生前、町外に居住していた家族・親族を含む）を申込む場合
- 死亡時に内灘町民（住民登録してから継続して1年以上）であった方の遺骨を、祭祀主宰者となる家族（町外に居住している家族・親族を含む）が申込む場合
- 内灘町に住民登録してから亡くなった家族の遺骨を、引き続き継続して町内に居住する祭祀主宰者が申込む場合
- 一般墓地の使用者で、墓石の撤去および区画の返還を行う前提で、墓の中の遺骨を申込む場合

上記のいずれかに該当し、次に説明する申込資格を満たす場合 ⇒ 町民使用料

上記には該当しないが、申込資格を満たす場合 ⇒ 町民以外使用料

7. 申込資格

<現に所持している遺骨を埋蔵する方>

- 埋蔵する遺骨の祭祀主宰者であること
- 申込者と申込遺骨の関係が、配偶者、3親等以内の血族、2親等以内の姻族、養父母、養子である遺骨を所持する方

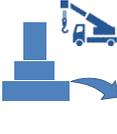
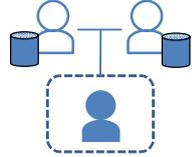
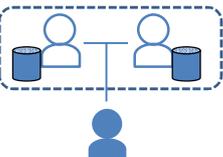
<生前に合葬墓使用の予約をする方>

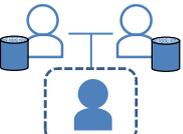
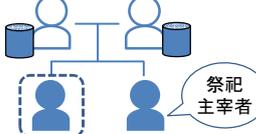
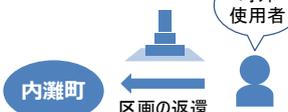
- 申込者本人が利用すること

<内灘町霊園の一般墓地から改葬する方>

- 内灘町霊園の一般墓地の使用許可を受けている方で、改葬手続きと併せて墓石等を撤去し区画の返還を行うこと

上記のいずれの場合も、原則として同一世帯でこれまでに内灘町霊園の一般墓地および合葬墓の使用許可を受けていない方が対象です。また、合葬墓の使用許可を受けた方は、内灘町霊園の一般墓地の使用許可を受けることができません。なお、埋蔵する遺骨は焼骨であって、分骨による申込みはできません。

町民料金となる申込みの一例				
 ...亡くなった方  ...町内居住者  ...遺骨				
町内に1年以上居住する場合			町内に転入後1年未満	一般墓地から改葬した遺骨  区画を返還すること
町内居住者本人  生前予約	町外居住の親の遺骨  町内居住の子が申込み	町内居住の親の遺骨  町外居住の子が申込み	転入してから死亡した家族の遺骨の申込み  申込者が引き続き町内に居住する場合	

町外料金となる申込みの一例				
 ...亡くなった方  ...町内居住者  ...遺骨				
町外居住者本人  生前予約	町内へ転入後1年未満  本人の生前予約	親の遺骨を申込み  申込者が町内転入後1年未満	町外居住の親の遺骨  申込者(祭祀主宰者)が町外居住者	一般墓地の町外使用者が区画を返還後、自身の生前予約をする場合  区画の返還

※上記のいずれも申込者が申込資格を満たしている場合

8. 手続きの流れ

資格審査で、申込資格がないことが判明した場合、必要書類が提出できない場合は、使用許可を受けることはできません。

1. 申込受付 資格審査

申込みをした方に対する資格審査を行いますので、必要書類を提出してください。

審査中に追加の書類が必要になる場合があります。使用料金の判定にも関わりますので、追加書類の連絡を受けた場合は、必ず提出してください。（P6、P8～9 参照）

2. 納付書発送

申込資格を満たしている方に「使用料の納付書」を送付します。最寄りの銀行窓口、もしくは役場 都市建設課窓口にてご納付ください。一度納めた使用料は、お返しできません。

3. 使用許可証 発送

納付後、「合葬式墓地使用許可証（以下、使用許可証という。）」及び「合葬式墓地埋蔵届（以下、埋蔵届という。）」を送付します。使用許可に係る使用場所の変更はできません。

4. 埋蔵予約

合葬墓に埋蔵する際には事前の予約が必要です。予め送付した「埋蔵届」に埋蔵（納骨）希望日を記入し、「使用許可証」、「埋・火葬許可証」を添付して、希望日の10日前までに都市建設課へ提出してください。（P10 参照）

5. 使用開始

合葬墓前で骨壺をお預かりし、遺骨を埋蔵します。（埋蔵可能日は、年末年始を除く午前9時～午後4時）（P4 参照）

【注意】

焼骨を所持している方は、使用許可日から1年以内に埋蔵してください。1年以内に埋蔵しない場合は、使用許可の取消となります。

9. 必要書類

「合葬式墓地使用許可申請書」に下記の必要書類を添えて内灘町役場都市建設課まで持参し、お申込みください。

■ 焼骨所持(遺骨を納骨・埋蔵する方)

	提出書類	書類の内容・留意事項
必ず提出してください	合葬式墓地 使用許可申請書	焼骨所持の場合は、申込遺骨の祭祀主宰者が申込みをすること
	申込者の住民票	申込者が属する世帯全員を1通としたもの 本籍や続柄等の省略がないもの
	埋・火葬許可証	合葬墓の申込者と火葬許可証の申請者は原則同じであること
	または 改葬許可証	申込遺骨を別の墓地や納骨堂から改葬する場合は、そのお墓がある市町村の発行する「改葬許可証」が必要となります。手続きについては、各自治体に相談してください。
	申込者と被埋蔵者との 関係がわかる戸籍謄本	配偶者、3親等以内の血族、2親等以内の姻族、養父母、養子であること
	祭祀主宰者の証明	埋・火葬許可証の申請者が、合葬墓の申込者以外の場合に下記のいずれかの書類が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・申込者が喪主であることが確認できる葬儀一式の領収証または会葬礼状 ・申込者が死亡届出人となっている被埋蔵者の戸籍謄本 ・法事の施主であることが確認できる寺院等の証明書
★	被埋蔵者の死亡時における住民票	申込者が町外居住者の場合で、被埋蔵者が死亡時に町内に居住していた場合の証明

★の書類は必要に応じて提出していただきます。

お墓から改葬する遺骨は、5寸以下の骨壺内に1つにまとめて入る場合に限
り、複数体の遺骨を合葬墓1体利用として申込みをすることが可能です。

■ 生前予約(生前に合葬墓使用の予約を受けようとする方)

	提出書類	書類の内容・留意事項
必ず提出	合葬式墓地 使用許可申請書	生前予約は本人が申込みをすること ご夫婦等、同居するご家族と2人で一緒に申し込むことも可能です。
	申込者の住民票	申込者が属する世帯全員を1通としたもの 本籍や続柄等の省略がないもの

■ 内灘町霊園の一般墓地から改葬する方

	提出書類	書類の内容・留意事項
必ず提出	改葬許可申請書	一般墓地にあるお墓から申込遺骨を取り出す際には申請が必要になります。
	一般墓地返還届	墓石を撤去し、使用している区画を町へ返還するための届出 現使用者が届出者であること
★	一般墓地 使用料返還申請書	墓石等を建立していない区画の返還の場合は、使用許可当時の 使用料の5割を還付します。
★	一般墓地内工事施工届 (石材店が提出)	墓石の撤去を石材店に依頼して下さい。撤去工事の日程を業者 より報告していただきます。
必ず提出してください	一般墓地使用許可証	墓地の返還の際には、使用していた区画の使用許可証の返却が 必要です。 一般墓地使用許可証を紛失した場合、300円の手数料がかかります。
	合葬式墓地 使用許可申請書	返還の手続きが終了した後、合葬墓の申込みとなります。 また、一般墓地から申込遺骨を改葬する場合は、霊園の現使用者 が申込みをすること
	申込者の住民票	申込者が属する世帯全員を1通としたもの 本籍や続柄等の省略がないもの

★の書類は必要に応じて提出していただきます。

お墓から改葬する遺骨は、5寸以下の骨壺内に1つにまとめて入る場合に限り、複数体の遺骨を合葬墓1体利用として申込みをすることが可能です。

※ 申込書類を受理した後に、申込資格の有無を判断しますので、必ずしも使用許可されるとは限りません。また、受付後に必要書類を追加で提出していただく場合があります。

10. 内灘町霊園合葬墓への埋蔵(納骨)手続きについて

1. 遺骨を合葬墓へ埋蔵(納骨)する際は予約が必要です。「合葬墓使用許可証」に同封してお送りした「埋蔵届」に埋蔵(納骨)希望日・希望時間を記入し、「使用許可証」、「埋・火葬許可証」(生前予約の方のみ)を添付して、希望日の10日前までに都市建設課へ届け出てください。

埋蔵可能日は、年末年始を除く日の午前9時から午後4時です。

- ※ 荒天の日などは日程の変更をお願いする場合があります。
- ※ 遺骨は、埋蔵室・納骨室どちらの利用も骨壺でお預かりしますので、骨壺をお持ちでない方は、河北斎場にて円柱形の骨壺(5寸以下)をお買い求めください。
- ※ 土・日・祝日の埋蔵(納骨)は仮納骨となります。

2. 遺骨の入った骨壺は、合葬墓前の参拝スペースにてお預かりいたします。職員が、合葬墓の中へ遺骨を埋蔵(納骨)いたします。

- ※ 使用許可を受けた遺骨以外は、埋蔵(納骨)できません。
- ※ 合葬墓の中へは入れませんので予めご了承願います。また、埋蔵室へ合祀した遺骨は返還(改葬)することができません。

11. その他

- (1) 使用許可証の記載事項(使用者の氏名・住所・本籍)に変更が生じた場合は、速やかに必要書類を添えて許可証の書き換えを受けてください。(埋蔵者の変更はできません。)
- (2) 合葬墓を使用するにあたっては、「墓地、埋葬等に関する法律」、「内灘町霊園条例」、「内灘町霊園条例施行規則」に定められている規定を遵守していただきます。

申込み・問い合わせ先

内灘町役場 2階 都市建設課

〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

TEL : 076-286-6710 FAX : 076-286-6709

平日(※土、日、祝日及び年末年始を除く)

8時30分～17時15分

記入例

別記様式第2号（第2条関係）

合葬式墓地使用許可申請書

令和〇年〇月〇〇日

内灘町長

申請者 郵便番号 920-0292

住 所 河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

ふりがな うちなだ たろう
氏 名 内 灘 太 郎
(署名又は記名押印)

電話番号 076-286-6710

内灘町霊園条例第4条第1項の規定により、合葬式墓地を使用したいので、下記のとおり申請します。

使用者等氏名①	内灘 太郎	続柄	本人	区分	焼骨・生前
使用場所	納骨10年・納骨20年		埋蔵室	使用料	270,000円
使用者等氏名②		続柄		区分	焼骨・生前
使用場所	納骨10年・納骨20年		埋蔵室	使用料	円
必要書類	・申請者の住民票の写し（申請者の属する世帯全員の本籍及び続柄が記載されているものに限る。） ・その他町長が必要と認める書類				
その他添付書類	(1) 焼骨を所持している者（(3)に掲げる者を除く。） ア 火葬許可証、改葬許可証、埋蔵若しくは収蔵を証明する書類 イ 死亡者の除かれた戸籍の全部事項証明書等 ウ 申請者と死亡者との続柄を証明する戸籍の全部事項証明書等 エ 死亡者の祭祀を主宰する者であることのわかる書類(承諾書等) (2) 焼骨を所持していない者 ア 2体分の使用許可を受けようとする場合、申請者と埋蔵される者との続柄を証明する戸籍の全部事項証明書等 (3) 現に一般墓地を使用している者 ア 一般墓地の使用許可証				
備考					

別記様式第5号(第13条)

合葬式墓地使用許可証

〇〇年 〇月 〇日

使用者 本籍 河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

住所 河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

氏名 内灘 太郎

内灘町長 川口 克則 印

内灘町霊園条例の規定により、次のとおり合葬式墓地の使用を許可します。

許可証番号	合葬式墓地許可 第 〇〇〇 号	
許可年月日	〇〇年 〇月 〇日	
使用者等氏名	内灘 太郎	生前
使用料	270,000 円	
納骨室の使用	納骨棚20年	
納骨棚に保管する期間	納骨した日 から20年間 〇〇年 〇月 〇日まで	
備考		

別記様式第12号（第20条関係）

合葬式墓地埋蔵届

〇〇年 〇月 〇日

届出者 郵便番号 920-0292

住 所 河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

ふりがな うちなだ はなこ
氏 名 内灘 花子

電話番号 076(286)6710

携帯電話

被埋蔵者との続柄 妻

下記のとおり届け出ます。

使用許可	許可番号 合葬式墓地許可 第 〇〇〇 号 被埋蔵者氏名 <u>内灘 太郎</u> 使用場所 <input checked="" type="checkbox"/> 納骨室 <input type="checkbox"/> 埋蔵室
納骨予定日	〇〇年 〇月 〇日 〇曜日 ※年末年始を除く
予定時間	〇時 〇〇分 ※予約できる時間は9時から16時まで（12時から13時を除く）
備考	1 納骨する日の 10 日前までに届け出を提出してください。 ※それ以外の予約申し込みはできません。 2 合葬式墓地使用許可証及び火葬許可証又は改葬許可証を添えて提出してください。 3 日中連絡の取れる携帯電話の番号も記入ください。

※ 町関係者以外、合葬墓の中に入ることはできません。
土日祝日の納骨は仮納骨となりますので、ご了承願います。

見本

死体(死胎)埋・火葬許可申請書

石川県河北郡内灘町長 様

平成 年 月 日

死亡者の本籍 (父母)	石川県河北郡内灘町字		番 地	
死亡者の住所 (父母)	石川県河北郡内灘町字		番 地	号
死亡者の氏名	出生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	性別 男女
(父母の氏名)	(父)	(母)	(性別) 男・女・不詳	(妊娠月数) 月
死亡(分べん)年月日時	平成 年 月 日	午前 午後	時 分	死 因
死亡(分べん)の場所	石川県河北郡内灘町字		番 地	号 一類感染症等 その他
埋・火葬の場所	河北斎場・その他 ()			
埋・火葬の年月日時	平成 年 月 日	午前 午後	時 分	
申請者住所	石川県河北郡内灘町字		番 地	号 死亡者との続柄
申請者氏名			⑩	

注：()は死胎の場合

許可証

死体第 号
死胎

上記による埋・火葬を許可します。

平成 年 月 日

石川県河北郡内灘町長

川口克則



平成 年 月 日 午前 午後 時 分

火葬したことを証明する。

火葬場管理者

⑩

字訂正

⑩

重 要

埋蔵または収蔵の際には本証を墓地または納骨堂の管理者に提出してください。

(申請人返却用)